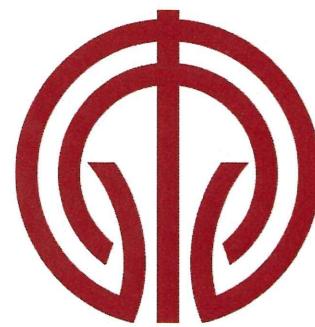




# 相模女子大学



# 清川村

相模女子大学及び相模女子大学短期大学部（以下「甲」という。）及び清川村（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、清川村内における地域の一層の活性化と村民サービスの向上に資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、緊密な相互連携と協働による活動を強化し、様々な分野に関する包括的・継続的な連携と協力を推進することにより、地域のニーズに迅速かつ的確に対応し、村民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 新たな特産品の研究・開発に関すること
- (2) 教育・文化の振興に関すること
- (3) 村政情報の発信や観光振興に関すること
- (4) シティプロモーションに関すること
- (5) 村民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること
- (6) その他、目的達成のために必要と認めること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は、隨時情報を交換し、協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年8月26日

甲 神奈川県相模原市南区文京2丁目1番1号  
相模女子大学・相模女子短期大学部

学長 *風間誠史*

乙 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

清川村長 *岩澤吉夫*